

令和6年度 市議会議員選挙に向けての注意点

北九州市選挙管理委員会

は し が き

昨今、選挙に立候補された方や実際に当選された首長や議員が、公職選挙法違反（特に事前運動（告示日前に行う選挙運動））等で摘発されている事件が、全国的に報道されています。

選挙違反に関する刑が確定した場合、その職を失うことはもちろんのこと、刑が確定して数年間は公民権が停止されます。また、そのような案件が報道されることにより、有権者への政治不信を招くことにも繋がります。

そのようなことにならないためにも、本書では、選挙管理委員会に問い合わせが多い主な事例等について、図や表を用いて分かりやすくまとめました。

令和7年1月26日には、北九州市議会議員一般選挙が予定されています。現職の市議会議員はもちろん、立候補を予定されている方々におかれましては、法律で規定された選挙のルールを十分ご理解の上、選挙に臨んでいただきたいと考えております。

北九州市民のお手本となるようなクリーンな選挙戦を繰り広げていただくため、本書が関係の方々にご活用いただければ幸いです。

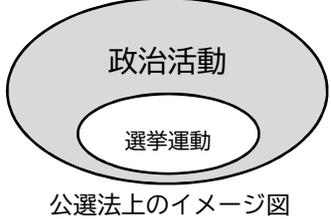
令和 6 年 7 月

北九州市選挙管理委員会

★違反が多い主な例★

- ◎ 政治活動用の個人ポスターは、任期満了6月前（令和6年8月8日）までしか掲示することができない。（詳細P2） ※選挙区外は可
- ◎ 政党等の政治活動用2連ポスターは、告示日までしか掲示できない。（詳細P2）
- ◎ 政治活動（平常時）で行う街頭演説や辻立ちの際に、氏名等を記載した「のぼり旗」や「タスキ」等の使用はできない。（詳細P4）
※政党等の政治活動用の「のぼり旗（2連のぼり）」は除きます。

Q1. 政治活動と選挙運動の違いは何ですか？

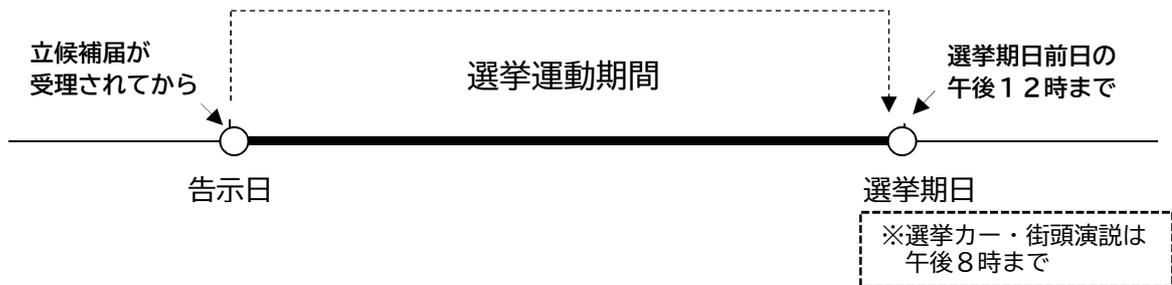
<p>政治活動</p>	<p>政治上の主義施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的として行う直接間接の一切の行為です。</p> <p>公職選挙法上では、政治活動の定義から下記の「選挙運動」の部分を除いた行為とされています。</p>	 <p>公選法上のイメージ図</p>
<p>選挙運動</p>	<p>①特定の選挙において、 ②特定の候補者を当選させるために、 ③選挙人に働きかける、 直接または間接に必要なかつ有利な行為です。 <u>※選挙運動期間中のみ認められます。</u></p>	

▼政治活動（平常時）での言論、ビラやポスター等への主な掲載例

<p>○</p>	<p>「△△施策に反対している〇〇氏を応援しています」 「△△施策に賛成のため、□□活動を行っており成果を挙げています」 「〇〇首相の△△施策を許してはいけません」</p>
<p>×</p>	<p>「☆☆選挙立候補予定者の〇〇です」「議員として働かせてください」 「△△施策に賛成している〇〇氏を当選させましょう」 「当選した暁には、△△施策を勧めます」</p>

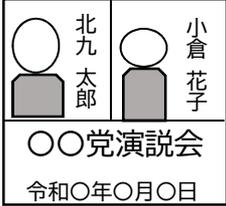
Q2. 選挙運動期間はいつからいつまでですか？

選挙運動期間は、告示日に立候補の届出が受理されてから、投票日の前日までの間です。この期間のみ選挙運動が認められます。



Q3. 掲示できる政治活動用ポスターに規制はありますか？

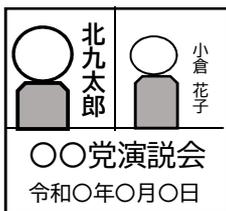
○政治活動用ポスター掲示可否一覧

	個人ポスター	<u>2連ポスター</u> (政党または政治団体(自身の後援団体をのぞく)の政治活動のためのもの)
		
任期満了の 6カ月前 ※今回は8月8日まで	○	○
任期満了の 6カ月前から 告示日まで	× ※選挙区外は可	○ ※告示日には必ず撤去してください
選挙期間中	× ※指定されたポスター掲示場は可	×

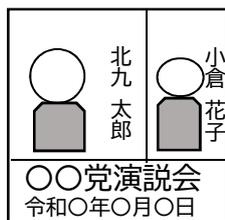
ポスター掲示における注意事項

- ① 記載内容が、選挙運動にわたるものは掲示できません。
※選挙運動期間中に掲示する選挙運動用ポスターは可。
- ② 表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人名)及び住所を記載しなければいけません。
- ③ 公共施設へは掲示できません。
- ④ 2連ポスターは、政党または政治団体(自身の後援団体をのぞく)の政治活動のためのものとされていますが、候補者等が強調されている場合は、個人用ポスターとして判断される場合がありますのでご注意ください。

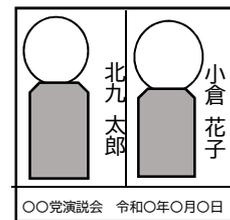
【2連ポスターが個人用として判断される例】※候補者が「北九太郎」の場合



※候補者の写真や文字が目立っている

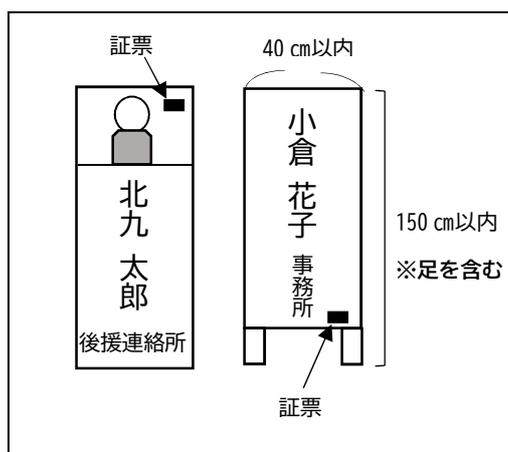


※候補者の面積が大きい



※それぞれの面積が1/3ではない

Q4. 政治活動用の事務所や連絡所に立札及び看板を掲示したいのですが？



▼以下の方は、北九州市選挙管理委員会に証票の交付(変更)申請を行ってください。

- ・これから看板を掲示する方
- ・証票の有効期限が切れている方
- ・設置場所を変更する方

※下記の条件を満たしていない立札等は違法です。

① 立札・看板の類を掲示する場合は？

→北九州市選挙管理委員会に「証票」の交付申請を行い、立札等に貼付して掲示してください。

② 掲示できる枚数は？

→市議会議員候補者用6枚、後援団体用6枚の計12枚までです。
※1事務所あたり2枚まで掲示できます。

③ 掲示できる場所は？

→事務所や連絡所がある場所において掲示できます。
※事務所以外の倉庫、空き地、駐車場等には掲示できません。

④ 立札等の大きさ、記載できる内容は？

→150cm×40cm以内です。縦長、横長にするかは自由です。公職の候補者等又は後援団体の政治活動のために使用されるものでなければいけません。
※選挙運動にわたるものは記載できません。
※平常時に150cm×40cmを超える規格の、立札・看板の類は設置できません。

⑤ 証票の有効期限は？

→現在交付している証票の有効期限は、「令和7年12月末」までです。
※4年ごとに更新されます。申請して4年間ではありません。

⑥ 北九州市選挙管理委員会の証票は？

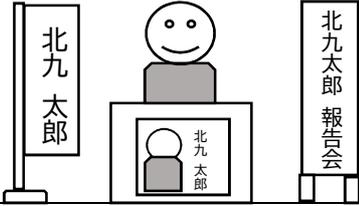
候補者等用(黒色) 後援団体用(緑色)



Q5. 政治活動（平常時）に、氏名等を記載した「のぼり旗」や「タスキ」の使用は可能ですか？

政治活動をする際に、公職の候補者等（現職含む）の氏名や氏名が類推できる事項を掲示することは、次のものをのぞき禁止されています。

○氏名等の記載が認められている文書図画

個人ポスター	立札・看板の類	演説会場内（市政報告会等）
		
<p style="text-align: center;">○</p> <p>※任期満了6月前までなど掲示には条件があります 詳しくはQ3を参照</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>※枚数制限、証票の貼付など設置には条件があります 詳しくはQ4を参照</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>※演説会開催時において、演説会の会場内に限り、掲示が認められています</p>

以上のことから、政治活動（平常時）に上記以外の氏名等が記載された「のぼり旗」や「タスキ」を使用することは禁止されています。

※のぼり旗は、「立札・看板の類」に該当するため、市選管が交付する証票を貼付したのぼり旗を、事務所前に設置することは可能です。

○平常時の政治活動の例

	
<p style="text-align: center;">○</p> <p>※氏名等を類推するものではないため規制を受けません。2連のぼりも政党等の政治活動用であれば、規制を受けません。</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <p>※氏名や氏名が類推できる事項が記載されたのぼり旗やタスキ等は掲示できません。</p>

Q6. インターネット選挙運動での注意点について教えてください。

従前は、インターネット等による情報の伝達も、文書図画の頒布に当たるものとして規制されてきましたが、平成25年4月の公職選挙法改正により、インターネット等を利用した選挙運動のうち一定のものが解禁されました。(下記表参照)

○インターネット等における選挙運動の可否一覧

		政党等・候補者		一般有権者
ウェブサイト等を用いた選挙運動 (※1)	ホームページ、ブログ等	○		○
	SNS (LINE、Facebook、X(Twitter)等)※メッセージ機能を含む	○		○
	政策動画のネット配信	○		○
電子メールを用いた選挙運動 (※2)	選挙運動用電子メールの送信	○		×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付したメールの送信	○		×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布(証紙なし)		×		×
有料インターネット 広告	選挙運動用の広告	×		×
	選挙運動用ウェブサイト に直接リンクする 広告	政党等	候補者	×
		○	×	
挨拶を目的とする 広告	×		×	

※1 電子メールアドレスの表示義務

※2 氏名、電子メールアドレスの表示義務、一定の記録の保存義務

インターネット選挙運動における注意事項

- ① 年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動ができません。
- ② 選挙運動期間外に選挙運動は行えません。
※ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙当日においてもそのままにしておくことができます (更新は不可)。
- ③ 有権者は、電子メールを使って選挙運動をすることはできません。

Q7. 知人や町内会へ寄付や差し入れをしたいのですが？

選挙の有無に関わらず、政治家（※公職の候補者等を含む）が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。

※公職の候補者等 … 現に立候補している者、公職の候補者となろうとする者。

■三ない運動・・・ 贈らない！・求めない！・受け取らない！

「三ない運動」とは、政治家等が公職選挙法の寄附禁止の規定によって禁止されている行為をしないようにしようという運動です。



※会費制の行事やイベント等に候補者等が出席し、定められた「会費」を支払うことは差し支えありません。

■あいさつ状の禁止

選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出すことはできません。

Q8. 街頭演説については、どのようなルールがありますか？

公職の候補者は、選挙運動期間中に一定の制限のもとで、選挙運動のための街頭演説が認められています。ルールをお守りいただき、街頭演説を行ってください。
(公職選挙法、以下「法」という)

街頭演説の場所で拡声機を使用して演説ができます。ただし、選挙運動用自動車で拡声機を使用している場合は、同時に使用することはできません。(法141条)

街頭演説の場所では、候補者の選挙運動ビラを頒布できます。(法142条)

街頭演説の場所では、ポスター、立札、看板などを掲示することはできません。ただし、街頭演説の場所に停車した選挙運動用自動車にポスター、立札、看板などを取り付けることができます。(法143条)

街頭演説は、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げ、必ずその場にとどまって行わなければなりません。自動車や自転車で走行しながら、また、歩きながら演説することはできません。(法164条の5)

街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限り行うことができます。
(法164条の6)

街頭演説を行う場合は、学校、病院、診療所、その他の療養施設などの周辺では、静穏保持に努めなければなりません。また、長時間にわたって同じ場所にとどまって演説をしないように努めなければなりません。(法164条の6)

街頭演説に従事する選挙運動員等は、15人(候補者や運転手を除く。)に限られます。また、選挙管理委員会が交付する腕章を着用しなければなりません。
(法164条の7)

なお、公職選挙法は、選挙の自由と公正を確保するため、街頭演説などの選挙運動を妨害することを禁止しています。



★その他よくある質問

Q 9. 公共施設（市民センター等）で政治活動（市政報告会等）はできますか？

A 9. 選挙運動にわたらない限り可能です。

※公職選挙法では、国又は地方公共団体の所有し又は管理している施設（公営の個人演説会施設をのぞく）での選挙運動（演説等）は禁止されていますが、政治活動についての規制はありません。各公共施設のルールに従って政治活動を行ってください。

Q10. 告示日に行う予定の「出陣式」や「出発式」の案内状を、告示日前に選挙区内の有権者に送付してもよいですか？

A10. 事前運動に該当する恐れがあります。

※「出陣式」等は、選挙運動に該当するため、これを事前に周知し、参加を依頼する文書を頒布することは、周知対象が事務的な連絡を必要とする限られた範囲である場合を除き、事前運動として公選法に抵触する恐れがあります。

Q11. 有権者から選挙カーの音量がうるさいと言われたのですが注意点はありますか？

A11. 公職選挙法上、音量の規制はありません。

※ 候補者が選挙カーから拡声機を使い、名前などを連呼したり街頭で演説したりすることは、候補者ができる選挙運動の一つとされております。選挙期間中は、午前8時から午後8時まで行うことが認められており、公職選挙法上、音量の規制はありません。

ただし、学校、病院、療養施設等の周辺では音量を落とすなど、静穏に努めなければならないとされています。

市議会議員選挙の時期は、高校や大学の入試の時期でもあります。街頭演説を含め、選挙カーの音量については、受験生への影響についてご配慮をお願いします。

問い合わせ先

北九州市選挙管理委員会選挙課

担当 中原、近藤

電話 093-582-3071